

リサイクルプラザガラスカレット再商品化業務仕様書

1 総則

本仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注するガラスカレット再商品化業務（以下「委託業務」という。）に適用する。

2 履行場所 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地

3 業務委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「甲の施設」という。）において、資源ごみラインから選別されたガラスカレットを甲の施設から受託者（以下「乙」という。）の再商品化施設まで運搬し、再商品化を行う。

5 委託業務の実施条件等

(1) 処理対象となるガラスカレット

処理対象は、甲の施設において資源ごみラインから手選別、磁選、アルミ選別を行った後に残るガラスカレットとする。

(2) 運搬業務

ア 実施日および時間

原則として、リサイクルプラザの稼働日（土曜日、日曜日、国民の祝日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日）において、甲の指示する日の午前8時30分から午後4時までとする。

ただし、ごみ搬入量の変動等により必要がある場合は、甲との事前協議により、稼働日以外または時間外においても業務を行うことができる。

イ 運搬車両の積載量

ガラスカレットの運搬にあたっては、使用する運搬車両の最大積載量を遵守し、過積載のないよう十分注意すること。また、使用する運搬車両は、車両総重量が40トン以下のものとする。

(3) ガラスカレットの排出見込量

1日当たり約3トン（年間で約700トン程度）

※当該排出見込量は推定であり、引き渡し数量を保証するものではない。

(4) 運搬業務の実施方法等

甲の指示があった場合、乙は原則として直ちに運搬業務を実施すること。具体的な方法は、甲が別に定める手順に従うこと。

(5) 業務の処理実績の算定方法等

甲の施設に設置された計量設備で計量した重量を、委託業務の処理実績とし、委託料算定の基礎とする。

(6) 委託料の算定方法

委託料は、前号により算定した処理実績量に、契約書に定める単価を乗じて算出する。

(7) 再商品化業務に係る条件

ア 選別処理後、ガラスびん原料又は路盤材他土木資材へリサイクルすること。

イ 選別残さ（キャップ・ラベル等）は適正に管理し、甲が指定する処理施設へ搬入すること。

※ 選別残さの予定量は、引取量の10%程度（1日当たり約300キログラム、年間約70トン程度）

ウ 再商品化物は、その利用者に有償または無償で譲渡されるものであること。

エ 業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」をはじめとする関係法令等を遵守すること。

6 運搬業務の実施詳細手順

(1) 乙は、甲の指示を受けたときは直ちに運搬車両を甲の施設に派遣し、来所時に甲の施設の計量設備で車両重量を計測する。

(2) 乙は、甲の指示する場所に運搬車両を停車させる。

(3) 甲は、ガラスカレットを運搬車両に積載する。

(4) 乙は、積載完了後、荷台の飛散防止措置を講じる。

(5) 乙は、甲の計量設備で積載後の車両重量を計測する。

(6) 計量終了後、乙はガラスカレットを自社の再商品化施設まで運搬する。

7 運搬処理実績報告書

乙は、毎月、甲が別に定める報告様式により、次の事項を取りまとめて甲に報告すること。

(1) 運搬業務については、甲の施設の計量設備による計量結果に基づく当該月分の実績とする。

(2) 再商品化業務については、乙の施設で処理したガラスカレットの処理状況および再商品化実績とする。

8 遵守事項

(1) 委託業務の処理に関して事故その他の異常が発生した場合は、直ちに甲に報告すること。

(2) 委託業務の処理にあたっては、甲の施設等を破損または汚損しないよう十分に注意すること。

(3) 業務中は、作業員、甲および第三者に対して事故等が発生しないよう安全に作業を行うこと。特に運搬中は交通法規を遵守し、事故防止に努めること。

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 様

受託者 住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり、業務が完了しましたので、報告します。

記

- 1 委託業務名 リサイクルプラザガラスカレット再商品化業務
- 2 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 4 委託料 令和 年 月分 金 円
(うち消費税額及び地方消費税の額 円)

5 当月の委託業務処理状況

(1) 履行期間内の運搬処理量 運搬台数 台 _____ k g

(2) 履行期間内の再商品化施設処理実績 _____ k g

(3) 再商品化物の利用方法等

[_____]

※運搬・処理量の詳細は、別紙のとおり。

年 月 日

入 札 書 (第 回)

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名	リサイクルプラザガラスカレット再商品化業務
業 務 場 所	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地 リサイクルプラザ
入 札 金 額	金 円 〔 10kg当たり単価 整数で記入 〕

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 件 名 リサイクルプラザガラスカレット再商品化業務
- 入 札 日 年 月 日
- 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和8年3月9日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広施3
案 件 名	リサイクルプラザガラスカレット再商品化業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。